

中期財政改革基本方針 骨 子

平成 16年 5月

島 根 県

中期財政改革基本方針骨子の策定にあたって

〔財政危機〕

本県は、道路整備など遅れていた社会資本の整備や県勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進にこれまで積極的に取り組んできた結果、社会基盤の整備水準は相当程度向上しました。その一方で、景気低迷により県税や地方交付税が伸びなかったため、基盤整備の財源として活用してきた県債の償還費の増嵩が財政運営に重くのしかかるなど、県財政をとりまく環境は厳しいものとなりました。

こうした中、平成14年12月「財政健全化指針」を策定し、歳出削減などの努力を重ねてきましたが、昨年末に本県が大きく依存する地方交付税を大幅に削減するという国の方針、いわゆる「地財ショック」の影響をまともに受けました。その結果、約450億円の歳入・歳出の構造的ギャップのある状態に陥りました。このまま推移すれば、平成18年度には民間企業に例えれば「倒産」ともいえる財政再建団体への転落が避けられない状況にあります。

〔改革の目的〕

1．当面の財政危機の克服

仮に財政再建団体になった場合は、本県の財政運営は国の管理下におかれ、公共事業の大幅な圧縮のほか、医療・福祉・教育などの分野で県が独自に行っている施策や国の基準を超えて行っている施策、さらには明日の島根を見据えた投資のほとんどは実施不能な上、県民の負担増も見込まれます。これは、実質的に本県における地方自治を否定するものと言っても過言ではありません。

こういった事態に陥らないようにするためには、徹底した行政コストの削減や事業の見直し、様々な歳入の確保などにより財源捻出し、当面、財政再建団体への転落回避を目指します。

2．行財政運営のあり方の抜本見直し

これまでの右肩上がりの経済成長下での県政運営、つまり「県民の要望に広く応え、提供するサービスの最大化を図る」というこれまでの行財政運営は、今日の厳しい財政状況にあっては継続困難な状況にあり、今まさに転換が求められています。

この改革は、行財政運営のあり方を変える機会でもあります。県行政の守備範囲や行政サービスのあり方、これまでの仕事のやり方を抜本的に見直し、県民・企業・NPOなど多様な主体が持ち味を生かして地域づくりに参画する、自立的で持続可能な県政運営の実現を目指します。

この改革は、県民の皆様には負担や痛みをもたらすものであり、道のりは決して易しいものではないと考えています。しかし、この難局を乗り越え、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築しなければ、明日の島根はありません。

「自立的に発展できる快適で活力のある島根」の未来を切り拓くため、全力を挙げてこの改革に取り組みます。

平成16年5月

島根県知事 澄田信義

中期的な財政改革に関する基本的な考え方

1 今後の財政見通し

本県の財政は、平成15年10月に公表した「中期財政見通し」(H16~H20)において150億円程度の構造的な収支不足を抱えると見込まれたところから、その圧縮に向け、平成16年度当初予算編成において、67億円規模の恒常的な収支改善効果をもたらす歳出削減を行った。

しかしながら、平成16年度地方財政対策を受けた地方交付税(臨時財政対策債を含む)の大幅な削減によって、構造的な収支不足がさらに250億円程度拡大することとなった。

地方財政計画の歳出規模は、今後とも中期的に抑制する方針が示されており、地方交付税は、現時点において、平成16年度と比較して、平成18年度までにさらに170億円程度減少することを想定せざるを得ない。これを前提とすると今後の構造的収支不足は、450億円程度と見込まれ、このままの状態での財政運営では、平成18年度にも財政再建団体に転落することが危惧される非常事態となっている。

2 「中期財政改革基本方針」骨子の位置づけ

こうした事態を回避するためには、これまでの発想を超えた歳入歳出全般にわたる改革が不可欠であり、地方機関や県立学校、警察署の再編など行政内部の徹底した改革に加え、人件費総額や公共事業費はもとより、医療・福祉・教育の分野を含めあらゆる事業について、これまでの取組を大きく上回る財政改革を実施していく必要がある。

そのため、平成14年度に策定した「財政健全化指針」に替わる中期的な財政改革の基本方針を策定し、財政改革を強力に進めることとする。

構造的収支不足を圧縮するための具体策を掲げるこの基本方針の策定に向けて、この度その概要を示した骨子を明らかにするものである。

3 「中期財政改革基本方針」の目標・期間

(1)目標

構造的収支不足の圧縮 構造的収支不足額450億円のうち、まず、300億円程度を圧縮し、財政再建団体への転落を回避する。

起債制限比率 毎年度20%に達しないよう起債発行額を抑制する。

(2)期間

概ね10年後における収支均衡体質への転換を視野に、当面、平成16年度から平成18年度(いわゆる三位一体改革の完成年度)までの3力年の取組を定める。

4 改革の視点

(1)内なる改革の徹底

県民サービスに充てる財源確保のため、人件費の大幅な抑制、組織のスリム化、定員削減の早期実現、徹底した無駄の排除など行政コストを削減する。併せて、行政課題に的確に対応できる効率的な執行体制を整備する。

(2)徹底した施策の取捨選択

あらゆる分野の行政サービスについて、県・市町村・民間の役割分担を踏まえ、徹底した検証を行い、事務事業の廃止をはじめとして抜本的な見直しを行う。

その際、県民生活に直結する分野の施策で特に県として引き続き行うべきものなど優先順位の高い施策については、他の施策を徹底的に見直すことにより所要の財源の確保を図る。

なお、公共事業についても一層の縮減が不可避であり、限られた財源で県土を効率的に整備するため、優先度の高い分野への集中投資を推進する。

(3)受益と負担の明確化

公の施設の利用者など特定の受益者に提供されるサービスについて受益者負担の適正化を図るとともに、課税自主権の活用による新税の導入や超過課税の検討を行い、県税収入の確保を図る。

(4)県民との情報共有の推進

県民の視点を大切にした財政改革を推進するため、県民に対し財政の現状などについて積極的に情報提供するとともに県民の意見の反映に努める。

5 「中期財政改革基本方針」策定のスケジュール

今後、県議会・市町村への説明・意見聴取を行う一方で、広く県民の意見を聞くため、パブリックコメントに付す。それらを踏まえ、10月には平成17年度当初予算編成方針に併せて「中期財政改革基本方針」を策定する。

中期的な財政改革の具体的取組と効果額

個別の事務事業の具体的な取扱いは、最終的には各年度の予算編成を通じて決定

項 目 金額は平成16年度当初予算事業費へ入（ ）は 一般財源へ入	収支改善目標額 概数
<p style="text-align: center;"><u>行政の効率化・スリム化</u></p> <p>1 総人件費(1,393億円(1,104億円))の抑制</p> <p>(1)給与の縮減・見直し 給与カット [カット率の引上げ(2倍)かつ諸手当に連動] 退職手当等の見直し 時間外勤務手当の縮減 など</p> <p>(2)定員削減・その他 H20までに500人削減 [計画を10年間から6年間に前倒し] 嘱託職員、臨時職員の削減 など</p> <p>2 内部管理経費(施設等管理費：59億円(49億円)ほか)の縮減</p> <p>(1)県立機関の見直し 地方機関、県立学校、警察署の統廃合</p> <p>(2)その他 庁舎清掃等施設管理経費、電子システム運用経費、被服貸与等福利厚生関係経費、公用車などの内部管理経費の縮減</p> <p>3 外郭団体(79億円(61億円))の見直し 団体の統合等あり方の見直し [H15見直し：15団体] 人的・財政的関与の縮小 外郭団体における事務執行等の見直し [経営評価、指定管理者制度の導入等を踏まえた効率化]</p>	<p>100億円程度</p>

<p style="text-align: center;"><u>事務事業の見直し・削減</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種事業費の削減（原則として、概ね半減） 2 県単補助金(310億円(298億円))の削減 <ul style="list-style-type: none"> 奨励的補助金の廃止 [住んで幸せしまねづくり事業費補助金、がんばる島根農林総合事業費補助金など] 制度的補助金の見直し・削減 [県単扶助費(乳幼児等医療費助成金、福祉医療費助成金)、生活バス路線確保対策交付金、私立学校振興費補助金、商工会等人件費補助金など] 3 公の施設(施設等管理費：46億円(29億円)ほか)の見直しあり方の検討 [既存施設の譲渡、廃止、休止] 指定管理者制度の導入 4 特別会計、企業会計(繰出金等：74億円(69億円))の見直し <ul style="list-style-type: none"> 経営の合理化、効率化 一般会計からの負担のあり方の見直し 5 執行段階での縮減 	<p style="text-align: center;">200億円程度</p> <p style="text-align: center;">〔 ~ 150 億円程度 〕</p> <p style="text-align: center;">最大50億円程度の県単独施策の廃止・縮減か、超過課税による増収かを選択</p>
<p style="text-align: center;"><u>財源の確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県税収入の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1)課税自主権の活用 <ul style="list-style-type: none"> 核燃料税の更新、産業廃棄物減量税・水源涵養税(仮称)の導入 超過課税の検討 [県単独施策との選択により、最大50億円程度を想定] (2)その他 <ul style="list-style-type: none"> 経済活性化による増収 減免基準のさらなる見直し 滞納額の縮減 2 受益者負担の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 使用料・手数料、分担金・負担金の見直し [職員宿舎、職員駐車場、県営住宅駐車場、公の施設など]各種事業に係る受益者負担の導入 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> 県有財産の売却促進、短期的貸付 宝くじの販売促進 	<p style="text-align: center;">10億円程度</p> <p style="text-align: center;">〔 ~ 60 億円程度 〕</p>

収支改善目標額を踏まえた財政見通し

(単位：億円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
中期財政見通しにおける財源不足額 A	337	315	423	458	465
年度末基金残高（財政改革実施前）	489	174	249	707	1,172

中期財政改革実施による収支改善目標額B	70	195	310	310	310
行政の効率化・スリム化	20	60	100	100	100
事務事業の見直し・削減	50	130	200	200	200
財源の確保	0	5	10	10	10

緊急避難措置 C	120	50	50	50	50
----------	-----	----	----	----	----

中期財政改革実施後の財源不足額 A+B+C	147	70	63	98	105
年度末基金残高（財政改革実施後）	679	609	546	448	343

(注) 1 年度末基金残高は、平成15年度決算見込を反映したものの。

2 B欄・C欄における平成19年度以降の計数は、平成18年度時点と同数を単純に仮置きした参考値。

緊急避難措置の内容

- 1 特定目的基金の活用〔H16末残高 170億円〕
 - 2 借換債、償還期限延長等による当面の公債費負担の抑制
 - 3 地域再生事業債の発行
 - 4 財政健全化債、退職手当債による資金手当
- 〔基金残高、起債制限比率に留意しつつ運用〕

